労 使 協 定 書

株式会社 ベイクラフト

第1版 2020年3月31日

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ベイクラフトと株式会社 ベイクラフト社員は、労働者派遣法第30条の4第1項の規 定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先でソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系、組み込み・制御系、 汎用機系)に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本 労使協定の対象とする。
- 3 株式会社 ベイクラフトは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、役付手当、通勤手当、時間外手当、住宅手当、子供手当 とする。

(賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の 平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。
 - (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和元年7月8日職発0708第2号「労働者派遣法30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について仮称」」(以下「通達」という。)に定める「平成30年賃金構造基本統計調査」厚生労働省の「ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系、組み込み・制御系、汎用機系)」とする。
 - (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3)地域調整については、就業地が関東近郊に限られることから、通達に定める「地域 指数」の「神奈川」により調整
- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク:10年 ·

Bランク:5年

Cランク:0年

2 株式会社 ベイクラフトは、賃金規定 第3章 第13条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣 就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定 第4章 第16条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業 本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。

2 前項の掛金月額は、別表1の一般基本給・賞与等の総額の6%の額以上の掛金証出とし、支給 方法などを含む詳細は、退職金規定の定めによるものとする。

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した平成30年以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。賃金規定 第5章 第20条の条件に 当てはまる対象従業員に対して支払う。

第 10 条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正 社員と同一とする。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法 第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ベイクラフト教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

令和2年 3月31日

株式会社 ベイクラフト 取締役 渡邉 昭郭

株式会社 ベイクラフト 社員 幡野 一樹

別表 1 同業の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額 (基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
	ソフト	通達に定								
1	ウェア	める賃全	1,293	1,500	1,641	1,705	1,795	2,114	2,638	
	開発技	構造基本								
	術者	統計調査								
	地域	(神奈川)		1.010	4 707	4.007	* 000	0.045	2 200	
2	調整	109.5	1,416	1,643	1,797	1,867	1,966	2,315	2,889	

- ※1 年数は在社年数ではなく、能力に応じた能力年数。
- ※2 地域を神奈川としたのは、弊社の派遣先会社が神奈川の場合もあるため。

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	黄与額	合計額		対応する一 般の労働者 の平均的な 賃金の額	対応する 一般の労 働者の能 力・経験
Aランク	上級ソフトウェ ア開発技術者 (上級SE, プロ ジェクトリーダ 等)	2,602 ~	650	3,252	<u> </u>	2,315	10年
Bランク	中級ソフトウェ ア開発技術者 (中級SE,システ ム設計技術者,中 級PG等)	1,876 ~	375	2,252		1,966	5年
Cランク	初級ソフトウェ ア開発技術者 (初級PG等)	1,529 ~	229	1,759		1,416	0年

(備考)

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀) であれば基本給額の25%相当、B評価(標準)であれば基本給額の20%相当、 C評価(基準より物足りない)であれば基本給額の15%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たって は、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとす る。
- 4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たって は、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額により比較するものとする。

別表 3 対象従業員の退職手当の額

, 勤続年数		3年	5年	10年	15年	25年	
		以上	以上	以上	以上	以上	
		5年	10年	15年	25年	35年	
		未満	未満	未満	未満	未満	
支給月数	自己都合退職	1.1	2.3	4.2	7.8	12.8	
.×.49./3 ★X	会社都合 退職	1.5	3.0	5,3	9.0	14.2	

以下余白